

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学齢簿情報ファイル
行政機関等の名称	下妻市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会 教育総務課
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の就学に関する情報を管理するため ※学校教育法施行令第11条「市町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない」の規定に基づき編製
記録項目	1 学齢児童生徒に関する事項（氏名、現住所、生年月日、性別） 2 保護者に関する事項（氏名、現住所、学齢児童生徒との関係） 3 就学する学校に関する事項（在学学校名、入学転学卒業年月日） 4 就学の督促に関する事項 5 就学義務の猶予又は免除に関する事項 6 その他必要な事項
記録範囲	下妻市立小中学校に就学している児童生徒及びその保護者
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む。 ☐ 含まない。
記録情報の経常的提供先	☒ 有（提供先：就学する学校） ☐ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）教育委員会 教育総務課
	（所在地）〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	☐ 有（ ） ☒ 無

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない。	
備 考	—	